

健康保険加入資格確認に関するお願い

[社会保険被保険者・被扶養者・任意継続者保険に加入されている方へ]

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方は裏面をご覧ください。

現行の健康保険証は**2024（令和6）年12月2日**以降新たに発行されなくなります。また、健康診断を受診される際に受付へ提示していただいている現行の健康保険証は**2025（令和7）年12月2日**以降使用できなくなります。

2024(令和6)年12月2日以降に加入する健康保険組合が変わった場合や健康保険証を紛失、棄損した場合であっても**再発行はできません。**

当クリニックでは、上記に該当し、健康保険証をお持ちでない方に対しまして下記いずれかを健康診断当日にご持参いただき健康保険の加入（資格）確認をさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※ 2024（令和6）年12月2日以降健康保険証をお持ちでない方は健康診断当日に下記のいずれかを必ずご持参ください。

重要

①②は必ず

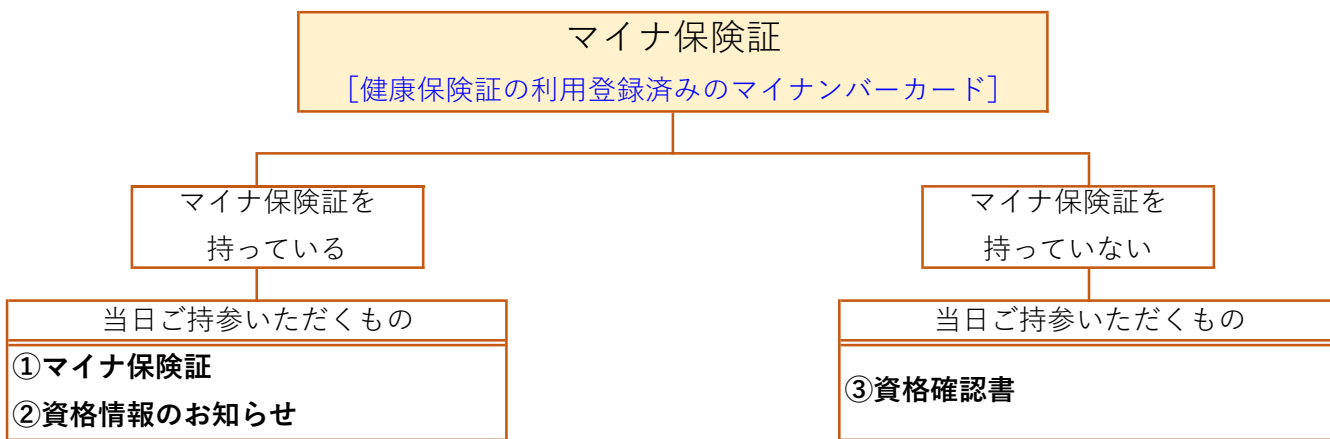
一緒に受付にご提示下さい。

① マイナ保険証(マイナンバーカード) ※1

② 資格情報のお知らせ

③ 資格確認書

※1 マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証の情報を登録したものです。健康保険証の登録を必ずおこなったマイナンバーカードをご持参ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用方法については、厚生労働省の「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご覧ください。 → www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

◎ご不明な点がございましたらお勤め先の会社の健康診断ご担当者様へお問合せください。

健康保険加入資格確認に関するお願い

[国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へ]

社会保険被保険者・被扶養者・任意継続者保険に加入されている方は裏面をご覧ください。

現行の健康保険証は**2024（令和6）年12月2日**以降新たに発行されなくなります。また、健康診断を受診される際に受付へ提示していただいている現行の国民健康保険証は**2025（令和7）年7月31日**までが有効期限となります。（自治体により異なるケースがあります）その後は使用できなくなります。

2024(令和6)年12月2日以降に国民健康保険に変わった場合や健康保険証を紛失、棄損した場合であっても再発行はできません。

当クリニックでは、上記に該当し、健康保険証をお持ちでない方に対しまして下記いずれかを健康診断当日にご持参いただき健康保険の加入（資格）確認をさせていただいておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※ 2024（令和6）年12月2日以降健康保険証をお持ちでない方は健康診断当日に下記のいずれかを必ずご持参ください。

重要

①②は必ず

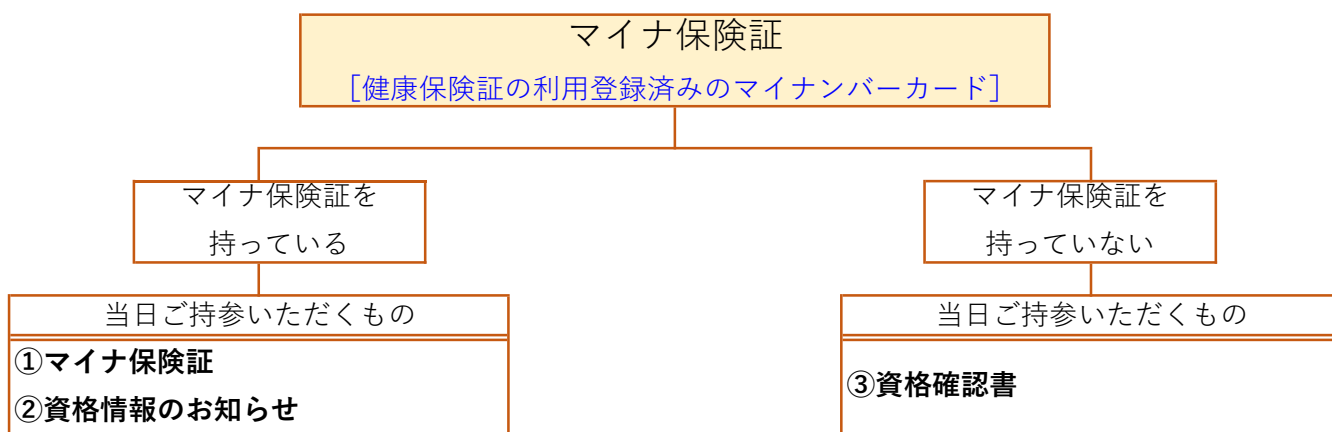
一緒に受付にご提示下さい。

① マイナ保険証(マイナンバーカード) ※1

② 資格情報のお知らせ

③ 資格確認書

※1 マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証の情報を登録したものです。健康保険証の登録を必ずおこなったマイナンバーカードをご持参ください。



◎国民健康保険証のマイナ保険証に関して、ご不明な点がございましたらお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法については、厚生労働省の「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご覧ください。 → www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html